

生徒指導領域

1. 生活指導部会の役割

(1) 開催日

年間を通して、毎週金曜日に開催（令和元年度から生徒指導委員会と生徒支援委員会を統合）

(2) 構成

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・学年生徒指導担当・養護教諭・SSW・SC・高知市教育委員会生徒指導スーパーバイザー・高知市教育研究所不登校担当・学級担任（対象生徒）で構成する。

(3) 目的

ア. 対外的及び全校的な問題はもとより、各学年におこるさまざまな問題行動について、その緊急性や重要性を考慮したうえで、情報交換及びその対処や予防策について協議をおこない、事後の対応に生かす。緊急時には、管理職の判断に基づいて臨時部会を開き、事後対応についての職員会提出原案を検討する。

* 「対教師暴力」が起こった場合は臨時に「生活指導部会」を開くことを原則とする。

* いじめ、もしくはいじめの可能性がある場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催する。
詳細については、いじめ対策を参照。

イ. 生徒指導に関わる取組みの原案作成 → 職員会へ提案

ウ. ブリーフミーティングによる生徒への具体的な指導・支援方法の追求 → 担任の参加

2. 具体的な取組み

(1) 学校生活アンケート（年3回実施）

学期ごとに各種アンケートを行い生徒支援に努める。生徒が嫌な思いをしている事やいじめにつながる事については早期対応をおこなう。その後、生活指導部会で共有して教職員全体で対応していく。

(2) ボイスシャワー

日常から生徒と先生との対話を多くしていき、子どもたちに自己存在感を与える。

〈例〉係活動、委員会活動、部活動等での活躍の場を与える。

認める、ほめる、励ます。

間違った発言でも大切に扱う。

健康状態を気遣う。 など

① 生徒から生徒へは、ありがとうカードを通して実施する。

日常生活でクラスのなかまのいいところを見つけ、ありがとうの気持ちをこめて記入。
体育祭の後は、異学年へのメッセージを実施。

- ② 教職員から生徒へは、学校生活を通して実施する。
- ※ 子どもの頑張りや優しさに気づく、宝探しの目を持つ。
多面的な勇気づけの場の設定をする。
- ③ 保護者から生徒へは、家庭訪問や学年・学級通信などの返信で協力を要請する。

(3) 交通指導

各学期1回、8：05～8：25まで交通指導を行う。生徒が安全に登校できるように地域の方とともに見守る。

場所は、東門周辺・ピロティー前交差点・S I C前交差点とする。割振りは下表とする。(副担任) 駐輪指導・あいさつ運動期間中であっても、交通指導を優先とする。

	東門周辺	ピロティー前交差点	S I C前交差点
1 学期(4/20)	1 年団	2 年団	3 年団
2 学期(9/20)	2 年団	3 年団	1 年団
3 学期(1/20)	3 年団	1 年団	2 年団

生徒支援領域

(1) 生徒支援の目的

- ① 学習する権利の保障
- ② 不登校及び不登校傾向にある生徒の学習する権利の保障

(2) 重点目標

- ① 不登校である生徒の学校復帰
- ② 不登校及び不登校傾向にある生徒の生活・学習支援
- ③ 新たな不登校生徒をつくらない

(3) 目標達成の手立て

- ① 毎週、時間割の中に生徒支援委員会を組み入れ、不登校及び不登校傾向にある生徒及び家庭等の情報を共有し支援の方向性を考えていく。
- ② 不登校及び不登校傾向のある生徒個々の状況に応じ、ケース会をもち早めによりよい対応策を検討する。
- ③ SSW・SC・教育研究所・補導センター・児童相談所・市子ども家庭支援センター等の関係機関との連携を強化する。
- ④ 不登校の前兆を見逃さない日々の出欠管理をしていく。3日欠席が続けば、家庭訪問をして登校に向けて支援する。欠席が増えてきた生徒については、各学年で分析・手立てを考え、生活部会で共有していく。

- ⑤ 登校が可能で教室復帰が困難な場合(ただし、怠学・問題行動の生徒は該当しない)は、支援会で場所、支援内容等について検討し対応していく。